

総務委員会会議録

平成18年5月11日(木)

(開 会) 10:01

(閉 会) 14:10

○ 委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。

昨日に引き続きまして、「所管事務の調査について」を議題といたします。

総務部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 桑名委員

おはようございます。消防団員のことについて、二、三点お尋ねいたします。

まず、団員報酬、消防団員の報酬に旧1市4町で差がありますね。この点について、お伺いいたします。

○ 総務課長

ただいま御質問の消防団員の報酬についてでございますが、これにつきましては、合併協議によりまして、消防団員の定数につきましては、地域消防力の低下を防ぐため、旧市町の定数を引き継いでおります。ところが、消防団員の報酬につきましては、分団長以下の報酬額において、旧市町各分団の受け持ち区域、分団編成をそのまま新組織に引き継ぐため、合併前の現行額をそのまま適用することになっており、御指摘のとおり統一されていない現状となっております。

○ 桑名委員

その報酬額は、どこで決められたんですか。

○ 総務課長

これは、ただいま申しましたとおり、合併協議会の中で協議をされて、決定されております。

○ 桑名委員

それでは、もう一つ、出動手当、消防団員の出動手当について、これは出動回数によらず、年2回、1回につき2,400円というような話をちょっと聞きましたが、間違いはないですかね。

○ 総務課長

そのとおりでございます。

○ 桑名委員

ちょっと私が思うとには、そういうことで大丈夫かなという気が、極端に言えば、全然出動しないでも年に4,800円もらうということでしょう。反対に、10何回出動しても年に4,800円と、そういうことですか。

○ 総務課長

ただいま御指摘の出動に際する費用弁償の関係の御質問でございますが、1市4町それぞれ支出の方法等が違っておりました。これも合併協議で支払い方法について調整する中で、今、御指摘されているような方法をとる結果となっておりますわけですが、消防団のその他の費用にかかわる市町から出ている経費がそのほかございます。例えば、分団の運営のための交付金等々、その他の関係経費も総合調整をいたしておりまして、その中で災害にかかわるような出席費用弁償の分については平均2回ということ、まとめられたということでございます。

○ 桑名委員

消防の出動手当とか年間の報酬とかいうのは、大体全部で予算が幾らぐらいになるとですかね。

○ 総務課長

先ほど、私が御説明申し上げました災害出動、それから報酬、夜警、会議、出初め式、分団

の交付金、合計額で旧飯塚市だけを申しますと約800万円であります。

○ 桑名委員

今の飯塚市の試算はわかりますか。

○ 総務課長

ただいま申しました旧飯塚市と同様に、4町加えまして1市4町の総額では1,900万円ほどになります。

○ 桑名委員

1,900万円、全体の予算とすれば、ごく少ない額と思います。災害、おととしの7・19災害もそうですが、2回という出動手当は、言い方を変えれば、団員の中にはこういう考えを持った人は少ないとは思いますが、2回出ればいいというような考えも生まれてくるんじゃないかと心配があるとですよね。火災とかになれば、常勤消防がありますから、結構対応できるとは思いますが、そういう水害とかいうことになれば、どうしても非常勤消防に大きく頼らなければいけないということになります。果たしてそういうことでいいのかなという気がします。

これは、18年度はそういうことで進むということになっておりましたが、今後、こういう消防団員の報酬とか出動手当について見直すとか統一するとか、そういう考えはありますか。

○ 総務課長

ただいまの御質問でございますが、これにつきましても合併協議の中で、平成18年度につきましては、ただいま御説明いたしました内容で予算措置実施をするようになっておりますが、支出対象であります訓練出動、幹部会議、出初め式の出場などを含め、詳細につきましては合併後検討し、決定をするということになっておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○ 桑名委員

ぜひ、それを年俸は統一してもらいたいという考えです。

それから、出動手当の制限とかを設けなくて、10回出た人は10回やると。我々議員も制限はないですよね、費用弁償の。そういう消防というとは特に危険も伴いますし、自分の本業を犠牲にしてやってあるわけですね。今は消防団員の消防団に入る人が少ないということで、地域の方は苦勞しているんですよね、消防団に入ってもらうのに。定員割れしているところもあると聞いておりますが、そういうことはぜひやはりきめ細かな施策をやっていただきたいと。

消防団員の作業服についても、一部個人負担というようなことになっておると聞いておりますが、そういうことじゃちょっと、災害時、消防団の士気が高揚するのとか。一部では、そういう不満が既に出ておるとです、消防団員の中からですね。そういうことのないように、ひとつお願いしておきます。

それから、もう一つ、災害のときにはどうしても消防団員だけでは手が足りないというようなことで、地域で町内会長あたりの声かけで、例えば堤防の決壊とか、いろんなことに作業に出るわけですね。そういうときのもし負傷したときの補償の関係は、どういうふうになっておりますか。

○ 総務課長

消防団員以外の方々が防災の活動に参加をされて、その場合、もしけがをした場合どうなるかという御質問でございますが、消防団員にかかわらず、公務上の災害を受けた場合につきましては、市が被災された団員、またはその関係者に対しまして、その災害によって生じた損害を補償し、あわせて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行う公務災害補償制度というものがございます。

本市では、飯塚市消防団員等公務災害補償条例によりまして運用をいたしておりますが、この公務災害補償制度の対象者につきましては、消防団員のみならず民間協力者といたしまして、

消防隊の到着前に消火活動や人命救助に従事した方、暴風、暴雨、地震などによる災害の場合におきましても、消防業務従事者及び協力者などが対象となります。

また、加えまして、水防の現場におきましても、水防業務に従事した者についても対象となるようになっております。

○ **桑名委員**

それは、市が災害対策本部を設置したとか、設置してないとかいうこととの関係はどうなりますか。

○ **総務課長**

ただいま申しましたように、ふいの急な災害の折、災害本部ができてなくとも、やっぱり人命救助という視点、観点から、こうした適用が受けられるということになっております。

○ **桑名委員**

そのことは、今、自治会長ちゅうとですか、自治会長会あたりでも十分通達をしていただきたいと思います。自治会長になった方は、災害のときの、うちの近くでは有線放送1本で召集をかけるわけですね。そういうときのけがのことを一番心配して、なかなか召集をかけにくいというような心配もありますので、ぜひ徹底するようにしていただきたいと思います。

もう一点、これは消火栓の問題ですが、今度、平成19年度、高田地区に水道が入りますね。そのときの消火栓の設置について、これは以前、穂波町の方では見解を伺いましたが、飯塚市の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○ **総務課長**

ただいま御質問のございます旧穂波地区の高田地域に、現在、事業を進めております簡易水道の布設事業でございますが、これにつきましても、事業主体でございます上下水道局の方から、私も消防を担当いたしております総務課の方に、消防施設整備等にかかわる協議が参ってきております。現在、進捗状況に合わせてながら協議を進めておるさなかでございますが、簡易水道管の布設状況を確認してみますと、75ミリ以上の口径を持った管を布設するということでございますので、消火栓等の設置については十分可能であるということを確認いたしております。

それで、今後は、消火栓を設置する場所等々の検討を、事業の進捗と合わせてながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○ **桑名委員**

消火栓の設置についての協議に、地元が入ることが出来ますかね。

○ **総務課長**

当然のことながら、設置の場所、それからその他防火水槽等とのバランス配置等の関係もございまして、地元とは十分協議をしてみたいというふうに考えております。

○ **桑名委員**

そういうことで、消火栓の設置につきましても地元とよく話し合いをされて、できるだけ地元の要望を取り入れていただくということを要望して、終わります。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **川上委員**

おはようございます。管財の所管の事項について伺います。

まず、市有財産の総括ということなんですけれども、いろいろ市は施設を持っておりますが、施設管理の規則はどのようになっておりますか、お尋ねします。

○ **管財課長**

大変お待たせいたしました。管財課では、先ほど委員が言われましたように、財産の総括的な管理を行っております。普通財産につきましては管財課で、行政財産等につきましては所管

課で事務をとり行っております。

以上です。

○ 川上委員

普通財産の管理の規則というのが特別にあるでしょうか、それはどういうふうになっていますか。

○ 管財課長

飯塚市の公有財産管理規則というのがございます。

○ 川上委員

人権啓発センターは、管財の方の管轄になりますか。

○ 管財課長

人権啓発センターにつきましては、所管課の行政財産だと考えております。

○ 川上委員

次に移ります。

それで、市が土地を買収する際の手続、これはどういうことになっていますか。簡潔に説明をお願いします。

○ 管財課長

市が用地買収する際の手続でございますが、まず予算要求をしなければいけないと考えております。そのためには、所管課が管財課の方に仮評価の依頼を行います。管財課の方では、路線価格と国の地価公示と県の基準価格等を参考にしながら仮評価を算出し、所管課の方に回答をいたしております。

また、予算確定後におきましては、飯塚市の公有財産管理規則によりまして、飯塚市財産管理審議会に諮問を市長が行いまして、財産管理審議会におきまして土地の買収価格を決定し、市長に答申をして、買収になり、買収交渉を行います。

そういうことでございます。

○ 川上委員

合併前に、旧飯塚市がのがみプレジデントホテル横の福岡交通株式会社の土地を2億4,000万円かけて購入し、駐車場に整備したという経過があります。その際に、今、手続で言われました仮評価というのは当初なかったんですね。そういう仮評価がなくて、予算要求ができるものですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 19

再 開 10 : 19

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

ここにちょっと資料は持ってきておりませんが、予算要求のための仮評価はいたしております。

○ 川上委員

今の答弁は、その事案について仮評価をしたということですか。これは鑑定してないんですよね。どういう仮評価をしたんですか。

○ 管財課長

先ほど答弁いたしましたとおり、仮評価につきましては予算要求の段階でいたしております。また、鑑定評価につきましても、先ほど申しました財産管理審議会の前には鑑定評価はとっ

ております。

以上です。

○ 川上委員

じゃ、聞きますけれども、仮評価というのはどういうのを仮評価というんですか。

○ 管財課長

予算要求のための評価だと考えております。

○ 川上委員

その答弁はおかしいでしょう。私は、予算要求するために仮評価が必要だという当初の説明があったでしょう。だから、仮評価というのはどういうものかというのを聞いているわけでしょう。あなたは予算要求するために必要なものだという説明でしょう。そういう答弁はないでしょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:21

再 開 10:22

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

大変失礼いたしました。仮評価につきましては、先ほども申しましたとおり、隣接の市有地の購入価格、それから国の地価公示、それから県の地価調査基準価格等を参考に、固定資産比準価格等を参考に、並びに決定いたしております。

以上です。

○ 川上委員

駐車場の問題なんですけれども、先ほど言いましたように、2億4,000万で購入したんですね。それで、昨年、住民の方から情報公開請求が出ているんです。どういう情報を求めたかということ、2億4,000万円の土地を買収するに至るんだけど、交渉の経過がわかる資料というわけですね。そうすると、市は資料を出さなかったんです。非開示なんです。理由は不存在と。飯塚市が、当時ですけれども、民間の企業から2億4,000万の土地を購入するに当たり、交渉の記録がないという正式回答なんです。

それで、そういうことがあって、また市民はその後、監査委員に対して、このことを含めて住民監査請求を出したんです。そうすると、監査委員は、この問題については市民に対し不信感を与えておるという評価を下したんですね。厳しい評価です。それで、こういう状況であるにもかかわらず、管財はこの土地を購入していくわけですね。課長、どう思われますか。

○ 総務部長

前々の議会から、種々答弁をしまっておりまして、この土地につきましては、答弁の中で市有地といいますか、来庁者駐車場が必要だという観点の中から、利便性、それから安全性、それに必要な台数を確保できるという土地を確保しております。そういう観点から、この土地の購入に至ったわけでございます。

○ 川上委員

私は、ここでは必要性の問題は言っていないんですね。手続論を言っているわけですよ、管財の。違和感がありますよね。こういうときに、管財はどういう判断をするのかと。今後の問題ですよ。今度のことから教訓を引いていなければ、今後、土地を購入するということがあるかもしれないけど、同じようなことになるじゃないですか。ですから、今、この問題を聞いているわけですよ。これ違和感を感じないですか。調査しようというふうになりませんか。また、

今後、同じようなことが起こったときに、同じようなことになりますか、お尋ねします。

○ 総務部長

質問者が先ほど言われますように、住民監査請求の中で監査の結果、書類不存在という観点から、厳しい指摘を受けております。これについては、種々通知を出しまして、今後、このようなことのないようにということとするようにいたしておりますので、売却なり買収についての管財課につきましては、所管課の考え方に基づいて、これは仮評価、それから市長の諮問による財審という経過をたどって、これについては管財課は価格の提示をしているのみでございますので、所管課に対して通知をするということにしております。

○ 川上委員

今の部長の答弁は、監査委員の厳しい指摘を受けとめて、正しくなかったもので、文書が不存在とか、それで是正を図るということで確認していいですか。

○ 総務部長

これは監査からの指摘でございますので、これは受けとめまして、やるということで理解されて結構でございます。

○ 川上委員

ただいまは土地の買収の問題について伺いました。

次は、土地の売却の問題です。一々売却の手續、どのようになっておるか、簡潔に説明願います。

○ 管財課長

お答えいたします。

市有地の売却につきましては、現在、飯塚市の方では一般競争入札を基本といたしております。それと、価格公示方式による売却も行っております。これは、抽せん方式によります価格公示を実施し、応募多数の場合は抽せんとなります。その他、随意契約がありますが、これにつきましては道路残地等の小さい面積だと考えております。

以上です。

○ 川上委員

土地がなかなか売れない場合、どういうふうにするか、いろいろ手はあるんでしょうけど、考え、どういう取り組みをしているか、聞かせてください。

○ 管財課長

土地の売り払いの促進を考えるとということでございますが、先ほど申しました一般競争入札を実施いたしますし、インターネット、それから市報掲載、先ほど申しました価格公示方式、そういうのを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

その中には、価格を下げる、値下げをするということも含まれますか。

○ 管財課長

原則的に、先ほど申しましたとおり、売却価格につきましては、飯塚市の財産管理審議会の方で、国の地価公示や県の基準値、標準価格等を基準として決定いたしておりますので、そこで審議をしていただきたいと考えております。

○ 川上委員

なかなか売れない、いろんな諸条件はあるんだろうけれども、価格のこともありそうだという場合は、管財の方で財産管理審議会に価格の値下げを含めた措置を相談するということですね。いいですか。

それで、旧庄内町にあった赤坂保育園跡地の位置、面積をお尋ねします。

○ 管財課長

議員指摘の分につきましては、きょうの新聞に——これは西日本新聞でございますが、その

分をお尋ねでございますか。（「質問の内容だけ答えな」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

だから、指摘されたところだけ言えばいいって。保育園跡地が幾らかという、面積と値段ちゆうたのかな。——位置と面積って。

暫時休憩します。

休 憩 10:32

再 開 10:33

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

場所については、大変申しわけないんですが、私の方が把握しておりません。

○ 委員長

面積は把握しておると。

○ 管財課長

面積につきましては、旧赤坂保育園跡地が約2,000平方メートル。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:33

再 開 10:41

委員会を再開します。

○ 管財課長

時間をとらせまして、大変申しわけございません。

赤坂保育園跡地でございますが、大字赤坂359番地、面積は2,128平方メートルで、筑前庄内駅から役場に向かいます約1キロのところでございます。

○ 川上委員

この土地は、昨年11月に売却されています。だれが購入しましたか。

○ 管財課長

それにつきましては、情報公開の関係でございますので、控えさせていただきます。

○ 川上委員

情報公開とどういう関係があるんですか、お尋ねします。

○ 総務課長

ただいま御指摘の土地の売買に係る件でございますが、過去に、つい最近でございますけども、情報公開の請求がございました。これは受理をいたしまして、結論から申し上げますと、公開請求に基づいて情報公開いたしております。しかし、一部、財産の取得に係ることでございますので、個人情報に当たる部分につきましては伏せて公開を決定いたしておりますので、その点につきましては御了解いただきたいと思います。

○ 川上委員

わかりません。ちょっと委員長、答弁させてください。

○ 総務課長

情報公開条例に基づき、公開の請求がございました。それにつきましては公開いたしておりますが、財産の取得に係ることであり、個人情報保護の観点から、氏名等については消して公開をいたしております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:43

再開 10:44

委員会を再開いたします。

○ 総務課長

情報公開につきましては、ただいま申し上げましたように、情報公開条例に基づきまして、公開請求があった場合は、可否を決定し、公開をいたしておりますが、公開する際にも、先ほどから申し上げておりますとおり、個人情報保護条例とのかかわりが出てまいりますので、特に今回の事例の場合につきましては、財産の取得にかかわる案件でありますから、個人名等は伏せまして公開をいたしております。

○ 川上委員

情報公開請求に対してそういう態度をとったというのは、事実はわかります。議会で総務委員会の委員が質問していることに対して答弁しない理由はわかりません。わかるように説明してください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:45

再開 10:46

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

こういうようなことについて、議会に対して質問に答えないというのはけしからんと思います。

それで、次にいきますよ。価格は幾らですか。

○ 管財課長

売却の価格は存じておりません。

○ 兼本委員

今の個人情報の保護条例の件で、再度ちょっと確認させていただきますけど、番地が赤坂の359番ということで番地が特定しますと、法務局に行きましたら登記簿等、昔で言う登記簿等もとれば、もう出てくるわけなんですよ。今、個人情報の保護にこれはかかるということですけど、他の官庁の書類を見ると、一発でそういう名前が出てくるようなやつについても個人情報保護ということの見解でやられておりますが、間違いありませんか、それで。

○ 総務課長

ただいまの御質問でございますが、法務局が所有をしている保管文書ではございませんで、私ども飯塚市が情報公開条例に基づいて公開いたしますのは飯塚市が保管している公文書でございますので、それを公開する場合につきましては、情報公開条例の規定に基づいて、ただいま申し上げたような処理をいたしております。

○ 兼本委員

いやいや、だからそれは何も法務局の分を言っているわけやないんですよ。あなたのところでは出さないとと言っても、法務局に行けば名前が特定できるわけなんですよね。そういうものについても、個人情報としての厳守、それは守らにやいかんというところで、情報公開の中に

それがそういうことで考えているということは間違いありませんか、それは。

○ 総務課長

市が保管をいたしております公文書等の個人情報保護の観点につきましては、ただいま申したところでございます。

○ 兼本委員

だから、あなたが今言っていることは間違いありませんかということを確認しているんですよ。

○ 総務課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 48

再 開 10 : 50

委員会を再開いたします。

○ 兼本委員

それは法務局に行けばわかることですから調べますけど、再度ちょっと重複しますかもわかりませんが、お尋ねします。

先ほど、市有地を買うときには、近隣の路線価、それからいろんなものを参考にしながら仮評価を出すということでしたけど、売却のときにも同じような形で評価を出して、財審にかけて、一応金額を決定するというのでいいわけですか。

○ 総務部長

今、飯塚市も売却を進めているわけでございますけれども、その売却価格につきましては、一応最初のいわゆる小さな部分といいますか、随契でできないでも一般公募にかけるといふ部分につきましては、前年の固定資産比準価格、これは路線価を固定資産比準価格に引きかえた分でございますけれども、そういうものを参考にしておいております。

また、物件によりましては、不動産鑑定をとって売却を出しているというのが実情でございます。

○ 兼本委員

旧飯塚市でも、非常に売れない土地についてはやはり見直しをしながら、そして下げたという実例もございます。その場合も、やはり近隣の売却価格等々を参考にしながら、この程度に下げますということでから下げたような結果もあるわけですけどね。

今、川上委員が質問している土地の新聞報道、これは本当かどうかわかりませんが、新聞報道ですから本当かどうかわかりませんが、約3分の1ぐらい、それから実勢価格よりも低いと。もちろん、バブルのときに買った土地をバブルの購入価格より下げるといふことは、これは今の現状の不動産の価格からいったらあり得ると思いますけど、私ども旧飯塚市で管財課が今まで市有地の売却などをやりよった時点では、こういうことは私どもは想定はもちろんできなかったわけですけど、飯塚市におきましてもこういうふうなことをやったような実例があったでしょうかね。

私は10何年は議員しておりますけど、初めてこういうふうな話を、きょう、新聞報道で見たわけですけど、今まで過去にこういうことはなかったと思いますけど、記憶がないのかもわかりませんが、どうでしょうかね。今、記憶のある範疇で結構ですので、答弁をお願いいたします。

○ 総務部長

御質問の中で比較されておるのが、きょうの報道の分だろうと思いますけれども、基本的に私ども、きょう朝の新聞でこれを見たばかりでございます。それで、一応内容については今からこれを調査するという形にしておりますので、今、質問は過去で飯塚市であったのかという質問でございますけれども、これについては比較の対象がちょっと私の方がまだ調査が済んでおりませんので、答弁につきましては控えさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

旧飯塚で、このような価格が3分の1とか半分とかになるような事例があったのかと、記憶の中で。

○ 総務部長

私が今申しておりますのは、比較の対象を3分の1まで下げているということを言われておりますけれども、3分の1に本当に下げたのかどうかというところまでもこれが調査はやっていませんので、できないということで答弁しておるんですけれども、今言われますように、記憶の中でそういうものがあるのかと、実質上、今まで出していた価格を3分の1とか2分の1とかに下げたことがあるのかということでございますら、私の記憶の中ではございません。

○ 兼本委員

恐らく、私も記憶の中ではないと思っておりますけど、これをもしも今の飯塚市でいきます入札とか、それから価格提示の売却でやる場合に、どうしても売れないと。早急に処分しようとする場合に、価格を見直そうとする場合はどういう手続をして見直しをやってきましたか。

○ 総務部長

売却ができない土地、これかなり飯塚市も持っておるわけでございますけれども、価格の見直しにつきましては、これは今御存じのように、不動産、一部を除いてやはり下落傾向にあるということがございます。ですから、その下落率といいますか、そういうものなり勘案する。また、何年かたちますと、不動産鑑定をとるといような形で見直しをやっていっているのが実情でございますけれども、やはり売却を進めるといことの中では、手法といたしまして、議会の同意をとりますか、議会に報告して一般公募にかけると、価格を変えて公募にかけるとい手法もあるというふうには存じております。

○ 兼本委員

ということは、見直した場合には議会なりにこういう近隣の価格とした場合にどうなるかということを一応報告をして、そして売却をするということでもいいわけですか。

○ 総務部長

ちょっと私の答弁の仕方が悪かったと思っておりますけども、先ほど言いました議会に報告というのは、適正に例えば下落率を掛けてというような形の中では、これは公募の中で出しておりますので、議会の方には報告をいたしておりませんが、手法として、今言われますような価格を下げる、例えば3分の1とか2分の1とかいうふうにかなり低く下げるといときには、議会に報告をしなければならぬんじゃないかということを考えておるわけでございます。

○ 兼本委員

私は、2分の1とか3分の1とか、それは忘れてください。そういう話をしているわけやないんです。現実には、例えば売却を1,000何百万の土地を売ろうとして売り出したと。実際に、近隣の売買価格からいったらちょっと高過ぎるんじゃないかということで、見直したことが過去にありますよね。その場合には、大体、旧飯塚市の場合は、付近の売却、近隣の売却価格、それから路線価、それから地価公示価格、そういうものを参考にしながら金額を見直して、それはもう一遍財審にかけられるわけですかね。そして、売買ということになるわけですかね。どうということになるわけですか。

○ 総務部長

価格を当初の価格からこれを見直すというところになりましたら、これは財産管理審議会を経て、新たな価格で公示して売るといような手続をとっております。

○ 兼本委員

ということは、やはり金額を見直した場合にも財審にかけて、そしてその中でこれでいいだろうということでオーケーが出た場合に、その金額で売却するということですね。

○ 総務部長

そのとおりでございます。

○ 兼本委員

そういうのが当たり前やろうと思うんですよね。だから、当たり前ということは、財審というのはいろんな、うちの場合は助役が筆頭やったですか、それからだれが——総務部長が筆頭か、総務部長が筆頭でずっとやってきたと思いますけど、だから一個人で金額を云々するということはできないということで、皆さんの合議の上でということになるかと思えますね。

だから、そうすると、きょうの新聞報道はこれが本当かどうかわかりませんが、こういうふうなことは我々は考えられないようなことなんですよね。だから、恐らく旧の4町におきましても、恐らくやっぱり行政財産を売却する場合に、市有地を売却する場合には相当厳しいやっぱり方法を取りながら、売却をやってきたと思うわけですね。

だから、こういうことは新聞報道がたまたまきょうの委員会に何かちょうどタイミングよく新聞が出て、これでちょっと聞いてくれというような話が出ておりますから触れよるわけですが、こんなことは私も考えられないなと思うわけですが、その中で、新聞報道では先ほど情報公開で名前は出せなかったということで、これはこれで名前を出せないことは引きましよう、これは。売買金額はわかりませんというわけですか、どうですか。

○ 管財課長

売買金額でございますが、1,283万7,000円でございます。

○ 委員長

1,283万7,000円、いいですか。

暫時休憩します。

休 憩 11:00

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

先ほど、私、価格を聞いて、わからないという答弁だったんですが、兼本委員の答弁に対して金額が出ておりますので、それを確認します。

それで、西日本新聞報道にあるJA跡地、これは当時、町有地だったんですか、確認します。

○ 管財課長

町有地でございます。

○ 川上委員

昨年12月当時の庄内町の建設課長、お名前を伺います。

○ 管財課長

大変申しわけないんですが、ちょっと調査いたしておりません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:02

再開 11:03

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

先ほどと同じ質問をします。庄内町の昨年12月当時の建設課長はどなたですか、お尋ねします。

○ 人事課長

庄内町でございますが、平成16年の10月以降の建設課長、合併までは辻 文雄課長でございました。

以上です。

○ 川上委員

下の名前が聞き取れなかったので、濟いませぬ、もう一度お願いします。

○ 人事課長

辻 文雄課長でございました。

○ 川上委員

この職員は、現在、飯塚市職員です。現在、飯塚市図書館長で、庄内町では平成16年3月まで水道課長、4月からは企画財政課長、そしてその年10月から建設課長で、そのまま合併までその任にあったわけです。合併と同時に、現在、先ほど言った図書館長という職にある方です。

それで、一体全体、赤坂保育所跡地の売却、それからJA跡地の売却をめぐって、どういう経過があったのか、どなたが答弁になるかわかりませんが、委員長、答弁を求めてください。

○ 庄内支所長

ただいまの御質問にお答えします。

経過としましては、まだここに具体的に月、日にち等は持ってきておりませんので、概略ということで報告をさせていただきます。

この2件につきましては、まず町有地の売却を行うということで町の方で決めまして、まず1回目の鑑定を行いまして、これを町議等に報告して、広報等で公募をしております。それから、これ入札応募者がなかったということで、その後、再鑑定を行うということで、今年の9月議会で再鑑定委託料を計上しまして、再鑑定を行っております。再鑑定後に入札会を行いまして、JA跡地につきましては入札で先ほどの方が落札されたということでございます。

それから、赤坂保育所跡地につきましては、その入札会につきましても不落ということになりましたので、その後、随意契約で該当の方が買収されたということでございます。

以上です。

○ 川上委員

この問題については、相当なぞがあります。それで、市として調査する必要があると思うんですが、徹底的な調査が必要と思うんですけども、調査しませんか、お尋ねします。

○ 管財課長

公有財産の総括は、管財課が担当いたしております。この報道等につきまして調査をし、十分な調査をしたいと考えております。

○ 川上委員

それでは、委員長、当局において十分な調査をするという答弁ですが、その調査報告も受けながら、本委員会において別の日においても徹底審査する必要があるかと思いますが、委員長、取り計らいをお願いしたいんですが、お願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

当局において調査を十分に行うということですので、早期に調査をし、本委員会に報告して、委員会において審査できるようにしてもらいたいと思います。要望します。

○ 委員長

ほかに。

○ 岩本委員

お尋ねいたします。17ページでございます。総務課の中で12番、他部課の所管に属さない事項についての項目でございます。

ここで、まず各種団体（保護区保護司会）、それから筑豊宏済会等への補助金の交付を行っていますとありますね。御存じのように、1市4町で各種団体に対する補助金、これは相当ばらつきがあり、内容もさまざまだろうと思います。飯塚保護区保護司会、これについての説明は求めませんが、筑豊宏済会、まずこの内容、業務内容がどうなっているのか。

あわせて、補助金はこの2者なのか。等となっていますね。それ以外に各種団体、どの程度の、主なあれだけでいいです。もし、予算が確定しておるのであれば、各種団体への補助金の全体予算。

それから、各町によっては、いきなり全面カットというふうなことをされますと、活動にかなりの支障を来すんじゃないかという観点からいきますと、非常に危惧いたします。そういう面で、いわゆる総務関係でどの程度の各種団体への補助を考えてあるのか、その辺の御説明をお願いいたします。

次に、支所関係で総務係とありまして、5番目に町内会に関することとございますね。この文言が適切なのかと。つまり、今回、自治会という名称が変わっておりますね。これはあくまでも1市4町の場合は町内会、例えば筑穂町であれば区長会というふうなあれで文言を使っておりました。しかし、今度、合併に伴って、自治会ということで名称が変わったはずですね。それがいまだに町内会と、こういうふうに文言が使われていますが、この辺はできれば——できればでなくて、これは修正すべき文言じゃないかなということで、その考えをお尋ねいたします。

○ 総務課長

ちょっと回答の順番が異なりますが、2点目の御指摘の町内会、自治会の関係でございますけれども、委員、全く御指摘のとおりでございます。今後、公文書等の取り扱いについては、改めてまいりたいというふうに考えております。

それから、関係団体に対する補助金でございますが、これは私ども所管いたします団体といたしましては、そこに資料の方に掲げております団体のほかに、暴力追放生活安全推進住民会議でありますとか、防犯協会でありますとか、かなりの数の団体に補助金は出しております。そして、市行政全体でまいりますと、非常に大きなたくさん団体に上ります。この補助金の取り扱いにつきましては、合併協議の中で、新市まで従前の額を引き継ぐということになっておりますので、それぞれの所管では前年度の補助金の額をそのまま予算要求をいたしているのが現在の状況であろうというふうに判断いたしております。

ところが、御承知のとおり、今年度につきましては、18年度現在、暫定予算しか予算計上いたしておりません。次回の6月定例会で本予算が上程、提案されますので、その折にはそれぞれの団体における補助金の額というのが数字で明らかになりますが、現在の暫定予算の段階

では、補助金を交付する時期において、いわゆる7月までに全額を出すという団体については予算計上が全額されておりますけども、それ以外、8月以降に交付する団体については全く予算計上がなされておられません。

そうした意味から、金額的なものにつきましては、現在、今御説明しましたような状況でありますので、本予算計上の折に数値については精査いたしたいというふうに考えております。

○ 委員長

総務課長、それと質問の中で、筑豊宏済会の業務は何だということが言われておりましたが、それについて答弁できますか。

○ 総務課長

先ほど御質問の中でございました保護司会等の活動ともかかわりがございますけども、宏済会につきましては、いわゆる刑務所等を出所された方のその後の自立支援をする団体でございます。

○ 岩本委員

わかりました。保護司会との関連性があるから、筑豊宏済会という文言を入れたということですね。等というのは、今、総務課長が答弁ありましたように、7月までの暫定予算については補助金は一切カットしてないと、本予算においてどうなるかは今のところまだ何とも言えないと、こういうことですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

○ 総務課長

補助金の額につきましては、先ほど申しましたように、合併協議の中で前年度の額を18年度は引き継ぐということになっておりますので、予算編成に対して補助金を5%カットするか、10%カットするというふうな、財政当局からの指示はあってございません。

○ 岩本委員

わかりました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

管財です。合併に伴って、管理する公用車がふえておると思いますが、ふえておるというのはおかしいですね、あると思いますが、総数は何台になりますか。

○ 管財課長

合併に伴いまして公用車の総数でございますが、全体で300台となっております。

○ 川上委員

約300台ということですね。それで、その中で特別職用のいわゆる黒塗りの車があると思うんですが、何台あって、それは今後どういうふうに扱う予定か、お尋ねします。

○ 管財課長

合併に伴いまして、黒塗りの車が8台ございます。そのうち3台につきましては、廃車なり来客の方向でと考えておりますが、現在5台ございます。その分につきましては、1台を市長車用、1台を議会、それから3台を連絡車と考えております。

○ 川上委員

読売新聞の3月30日付に、こういうふう書いてあるのがあります。「新市の市長車には、2002年製で最も新しい旧庄内町のクラウンが当てられることとなっております」ということなんです。前の江頭貞元職務執行者が使用しておるという報道なんです。新しい齊藤市長はこの車を使っているんですか。

○ 管財課長

はい、そのとおりでございます。

○ 川上委員

この車を購入したのはいつですか。

○ 管財課長

この車は、旧庄内町におきまして、平成14年の6月に購入いたしております。

○ 川上委員

価格をお尋ねしておきます。

○ 管財課長

こちらの方にちょっと資料がございませんので、今わかりかねますが。

○ 川上委員

それから、公用車に今年からでしょうか、合併後でしょうか、「子ども110番」とか、そういうステッカー、福岡県が呼びかけていることでもあるんでしょうけど、そういうのが張られております。歓迎です。

ただし、中には「不審者を見たら連絡ください」と書いてあるのがあるわけですよ。確認できますか。

○ 管財課長

大変申しわけございませんが、把握いたしておりません。

○ 川上委員

もしかすると、上下水の関係かもしれませんね。その場合はそちらの管轄じゃないのかもしれませんが、改めてちょっと見てもらいたいと思うんですよ。なぜかと申しますと、「不審者を見たら連絡ください」というのは非常に主観的なことになるんですね。意味わかると思います。それで、調べた上で、その結果に基づいて、ちょっと改善をする必要があるのではないかと思います。管財の方でなければ、それはそれでいいと思いますけど、ちょっと確認してください。これは要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

人事課にお尋ねいたしますけど、今、20ページの資料を見ますと、職員の配置が1,209名、条例定数が1,227名ということになっております。御存じのとおり、団塊の世代で退職者が来年以降、相当退職者が出るのではなからうかと思っておりますが、大体どのようになっているのか、把握していればちょっと教えていただきたいと思っております。

○ 人事課長

18年度の退職者は23名でございます。それから、4年間で約150名の職員が退職という予定に、定年でございますけども、なっております。

○ 兼本委員

行財政改革の中で、職員の削減というのも当然入ってくるのではなからうかと思っておりますが、4年間で150名ということですけど、これを今の職員の新規採用というような面でもとらえまして、新規採用についてはもちろん市長等のお考えもあろうかと思っておりますけど、人事課の方としてはちょうど採用しないと、その間が何もいないような形になりますので、その点はどのようにお考えでしょうか。

○ 人事課長

御指摘のとおり、合併までかなりの職員が退職をいたしております。それで、今後、予算要求の中ですけれども、新規採用職員の採用について検討いたしたいというふうには考えております。これは、今後、検討の課題ということで、予算要求までに対応いたしたいと考えております。

○ 兼本委員

行財政改革といって職員を減らしますと、やっぱり職員1人当たりの仕事というものが非常

に過重にもなりますし、ある程度のやっばり職員というものは確保しなければだめだと思っておりますので、いろんな財政面との絡みもございましょうから、今、検討中ということでございますので、ぜひ検討をされまして、将来にわたって職員を確保しないと、公共の福祉、地域住民に対してのサービスというものの低下になるかと思っておりますので、ひとつよろしく願いしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

人事課です。旧飯塚市は、8年間の行財政改革の中で、職員を4分の3に削ったんですね、削減したんですね。そういう状況があるわけですが、本市発足以降、職員の残業、この実態はどのように人事課としては把握しておるのか、お尋ねします。

○ 人事課長

合併直前の3月、それから合併後の4月、各部署におきまして、かなりの残業があつてことは承知いたしております。多いところは100時間を超す残業があつておると。ただ、各署、聞きますと、時期的な問題もございまして、今後、調査いたし、職員の健康管理に十分に努めていきたいと、かように考えております。

○ 川上委員

合併前と比べて、職員の方たちの中で、旧自治体のときには残業手当をもらえておったんだけど、新市になると残業手当がもらえなくなると、昇格とかいうのは抜きにしてですよ、ということがありますか、お尋ねします。

○ 人事課長

残業手当をもらえる、もらえないということではなくて、適正な命令に従った残業につきましては残業手当を支給、時間外手当を支給いたしております。

○ 川上委員

例えば、合併前のある自治体の保育所の所長が残業手当をもらえていたんだけど、合併後、同じ職務に服しているんだけど手当がもらえないということはあるですか、お尋ねします。

○ 人事課長

先ほど保育所のお話が出ましたけども、各1市4町、そこそこの中で業務として扱うのか、時間外の命令をもらって業務としてやるのか、任意で勉強会的なものをやっているのかと、そういった中で差異があることは事実でございます。そういった分につきましては、現在、調整を図っております。

○ 川上委員

法に基づく調整が適正に行われるように要望しておきます。

それから、自宅に持ち帰りの仕事は認められないと思うわけですが、これについては何か特別指示を出しておりますか、お尋ねします。

○ 人事課長

人事課の方で、自宅に持ち帰って仕事をしなさいとか、そういった指示はやっておりません。

○ 川上委員

しなさいというのではなくて、してはならないという指示を何かしておるかという意味です。質問が悪かったですね。

○ 人事課長

勉強という意味で本人が持ち帰って作業をする分については、これは任意だというふうには理解をしておりますけども、直接業務となる部分につきましては不適切だというふうには理解をいたしております。

○ 川上委員

勉強の材料の問題なんです。だから、公務にかかわる資料を自宅に持って帰って勉強するのでは困るでしょう。そういうことはないかと聞いているんです。

○ 人事課長

当然、業務についての奉仕もごさいます。そういった面で、不適切な行為がないようには指示をしていきたいと思っております。

○ 川上委員

よろしくお願ひします。これは、飯塚市では明らかになったということはないんですが、特に名簿、これを持って帰って家で仕事をするというようなことが時々報道されております。気をつける必要があると思ひます。

それから、職員の任命、服務に関することです。地方公務員法の中で、信用失墜行為というものがありますね。それで、場合によっては懲戒ということになるわけですがけれども、この間の懲戒の件数というのはどれぐらいありますか。

○ 人事課長

今、手元に、1市4町になりますけれども、数を集約したのを持ってきておりませんので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○ 川上委員

それで、その中で懲戒の理由になることがいろいろあろうと思ひんですが、市の指名業者との交際、市職員の市の指名業者との交際については制限がありますか。

○ 人事課長

公務員倫理につきましては、筑豊の中で指導いたしておりますが、まだ私どもは公務員倫理に関する条例の規定を設けてはおりません。

○ 川上委員

また、職員に対して不正と思われる行為あった場合、対応のマニュアルが飯塚市はありますか。

○ 人事課長

職員の処分関係だと思ひますけれども、国においてはマニュアルがございます。それを準用する中で、現在、作業をしております。これにつきましても、早急にマニュアルを作成いたしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私は、その中で特に、告発者を十分に保護することのできる内部告発制度の整備が緊急に必要だと思ひます。公務員倫理のこともありますし、規則、マニュアルも要ると思ひますけれども、今申しましたような内部告発の制度整備を含めた条例、それから規則などの整備を急いでもらいたいと思ひます。整備した場合は、速やかに周知徹底すると、公表するということが必要だと思ひますので、これは要望しておきたいと思ひます。

それから、市長等の秘書に関する業務についてですが、市長がいつどこで何をしているかわかるように、市民が全体としてわかるようにする必要があると思ひます。それで、新聞等で動静欄という形で何行かの動きはあるわけですが、ホームページとかでももう少し詳しく明らかにすることは考えられませんか、お尋ねします。

○ 人事課長

貴重な御意見として受けとめまして、市長とも協議する中で、今後、検討をいたしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

大体、例えば福岡県のホームページをごらんになったことがあるでしょう。「知事室」というところがあるんですよ。私は市長の個人的な宣伝だとかはどうかと思ひますけれども、市長がこういう動きをしている、こういう考え方をしているというのは、それは「知事室」でした

けども、市長室というような形でコーナーをつくってもおかしくないと思うわけです。そういうことも含めて検討してもらってはどうかと思いますので、これも要望にしたいと思います。

○ 委員長

ほかに総務部について質疑はありませんか。

○ 小幡委員

ちょっと教えてください。22ページ、契約関係ですね。今回、合併に伴いまして、工事、土木、建築、電気設備ですか、建設コンサル、物品等の業者さんのランクが発表されましたよね。このランクの選定基準の出し方といいますか、基本的な考えはどういうスタンスでランクづけが行われたか、教えてください。

○ 契約課長

指名業者の格付につきましては、合併協議の中で、例えば土木工事でありますと6ランク、その中でA業者はおおむね10%程度とか、あるいは建築に対しましては17%程度とか、そういった要綱を合併協の中で決定いたしまして、その中でランクづけをいたしております。

○ 小幡委員

パーセントに適したランク分けをされたと思いますが、選定のもとはどういったものを基準にされたのでしょうか。

○ 契約課長

建設業につきましては、県の経営事項審査というのを毎年受けております。その中で評点が出ますので、その評点によりましてランクづけをいたしております。

○ 小幡委員

ちょっと確認ですけど、建築だけ、ほかはどんなふうなんでしょうか。

○ 契約課長

建設業者すべてでございます。

○ 小幡委員

俗に言う経審の点数を基準に入れたと、先ほど合併協の中のパーセントであらわしたということですね。

不合理が発生したかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが、本市は今1市4町が合併しましたけども、ランクづけの段階では旧郡部の4町と飯塚市という、土俵でいけばそういうベースでしたよね。自治体の規模が違いますね。飯塚市は今8万強の飯塚市での業者ランク、片や1つの例を挙げれば颯田町1万弱の業者さんの場合、これを一同に経審の点数で、経審は福岡県の経営事項審査の点数ですよ。全国区ではないですよ。まず、それだけちょっと教えてください。

○ 契約課長

経営事項審査というのは全国同じレベルであっておりますので、点数からいくと統一されたものでございます。

○ 小幡委員

では、全国レベルでの点数制度ということでいきますと、経審の点数は平等だということですね。実績と、もしくは工事の請負額とは、今言いました自治体の規模によって、工事の請負額というのは変わってきますね。飯塚で大きな発注があります。片や、旧郡部ではそれだけの公共工事がなかったと、そういうところは加味されましたでしょうか。

○ 契約課長

合併協議の中におきまして、今までの地域性をとるか、あるいは市統一したところで同一のレベルで行うかというところの協議がなされた中で、いろんな地域性を持ちますと不合理が出てきますので、1市4町合併した中の統一した基準で行うということを決定いたしております。

○ 小幡委員

統一した基準をкаいつまんで説明していただけますか。

○ 契約課長

統一した基準といいますのが、今言います格付の基準とか、ランクに応じた工事発注の金額とか、そういうのを統一したということでございます。

○ 小幡委員

わかりました。ありがとうございます。

最後に、ランクづけの最高責任者と、ランクづけにかかわった部署等はわかりますでしょうか。

○ 契約課長

最高責任者は市長でございます。担当部署は契約課でございます。

○ 小幡委員

契約課だけで担当されたということですかね。

○ 契約課長

今回は合併がございましたので、合併における担当部署の部会でございます。

○ 小幡委員

担当部署の部会の中身を教えてくださいいただけますか。

○ 契約課長

総務部会の中で、それぞれ1市4町の契約担当の部署が集まっておった中の総務部会でございます。

○ 小幡委員

アバウトでいいですから、総勢何名ぐらいでランクづけをしたかというのがわかりますか。

○ 契約課長

1市4町で10名程度でございます。

○ 小幡委員

ありがとうございます。

○ 委員長

ほかに総務部について質疑。

○ 川上委員

契約課に関連して、まず齊藤市長が代表を務めている一番食品との契約実績をお尋ねします。

○ 契約課長

契約実績はございません。

○ 川上委員

それは、3月26日以降のことですね。合併以前、1市4町でわかりますか。

○ 契約課長

4町の分については把握しておりませんが、旧飯塚市の分についてはございません。

○ 川上委員

それはわかりました。

それで、指名停止をする場合がありますね。これは公表はどうされていますか。

○ 契約課長

指名停止処分をした都度に、それぞれ公表をいたしております。

○ 川上委員

その公表をどうしておるか。例えば、2月に前澤工業、庄内の事件で指名停止にしましたね。その公表などはどうしたかということなんですが。

○ 契約課長

契約課の窓口で、閲覧方式で公開しております。

○ 川上委員

指名停止の公表というのは、例えば談合だとか、そういうようなことをすると、その企業にとってはいいことは絶対ないというのを身にしみてわかっていただく1つの手だてなんですね。そういう点では、窓口で公表するぐらいでは効果は薄いと思うわけですよ。場合によっては新聞に載ったりすることがありますけども、もっと積極的に、これこれこういう理由で、この企業については、業者については指名停止をしたというのを大胆に公表していくべきやないかと思うんですけども、どうですか。

○ 契約課長

今後、入札結果あたりをインターネットでも公表しておりますので、その中で公表することを検討していきたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに総務部について質疑はありませんか。

○ 小幡委員

契約に関連して、もう一、二点教えてください。

22ページの2番、先ほどランクづけがされて、今から既に公共工事が発注されておりますが、契約の透明性の確保、公平な競争の促進に努め、談合その他の不正行為を排除するということですね。合併しまして旧1市4町の業者の総数、かなりふえましたですね。この方々が今から公共工事を請け負っていくわけですが、談合、もしくは今言いましたような不正行為を旧飯塚市のやり方でやっていくのか、今回、合併に伴いながら、そこ辺の対処方法というか排除方法、何か新たに考えられましたか。

○ 契約課長

基本的には、合併協議の中で談合に対するマニュアルとか、指名停止の基準とかつくっておりますが、基本的には旧飯塚市の基準がもととなっております。

○ 小幡委員

旧飯塚市がもとということですが、旧4町はあとは大したことはなかったんですかね、排除する分に当たって。

○ 契約課長

他の4町の件につきましても、類似した基準でございます。

○ 小幡委員

旧飯塚市の総務委員会でも、入札制度にかかわるということですと審議はしましたが、何の進展もなかったですね。今までに、電子入札等、いろんな方法が言葉では出てきておりましたが、まだ実践されていませんよね。今の答弁だと、従来のやり方で基本的にはやっていくことではしょうが、今後、18年度以降、入札制度、発注のやり方等について、まだ市長は加わっておりませんが、考えを聞いておりませんが、何か新しい手法とか、他の事例を引用して考えていく考えはございますでしょうか。

○ 契約課長

今、委員言われました電子入札というのは、現在、国が平成15年度より実施されております。それから、県におきましても、平成18年の1月より試行がされております。その中で、市町村につきましては、福岡県内の71の市町村で福岡電子自治体運営協議会というのが結成されまして、その中で電子入札につきましても一部検討課題に上がっておりますので、費用の面から、あるいは業者の負担の面からもしまして、市町村あたりの共同利用ということで検討していきたいというふうに考えております。

○ 小幡委員

ありがとうございます。

もう一点、ちょっと別の質問ですけど、公共工事の入札価格の公表等は、今回どのような基

準で公表されますでしょうか。

○ 契約課長

入札結果の公表ということでございますか、それとも予定価格ということですか。

○ 委員長

予定価格。

○ 契約課長

予定価格につきましては、今までどおり事前に公表するということでしております。

○ 委員長

いいですか。ほかに総務部について質疑は。

○ 川上委員

総務課についてお尋ねします。

消防団のことですが、先ほども質問があったんですけども、消防力の水準ですよ。これは国の基準との関係でいいますと、今、どの程度になっているのか、お尋ねします。

○ 総務課長

消防団の団員につきましては、先日の事業概要の説明の折に申しました1,286名定員で組織を再編いたしております。消防施設整備の状況の概要を申し上げますと、ポンプ車が1市4町で35台、指揮車が3台、小型ポンプが26台、それに資材運搬車1台、消防団詰所34棟、格納庫23棟という設備整備の概要になっております。その他、消防水準にかかわります防火水槽につきましては、1市4町合計で638基を設置いたしております。消火栓につきましては、1,267基という設備状況でございます。

○ 川上委員

それで、国の示す水準があるでしょう。それとの関係で、充足度はどうかというふうに思うわけです。それが概略答弁できますか。

○ 総務課長

消防水準の設置につきましては、消防法の規定により、一定基準が定められてございますが、それに対する全国他市町村と比べて、現在の飯塚市がどのような整備状況であるかということについては確認できておりません。

○ 川上委員

全国市町村と比べてというのではなくて、消防力の水準が示されているわけでしょう。国も地方自治体もその水準を目安にして、充足していかないといけないわけですね。全国的に言っても、大幅にこれは下回っているわけです、国が金を出さないから。そういうところをお聞きしたかったんですけども、また違う機会に教えてください。

それから、防災、ハザードマップです。旧飯塚市、それから穂波町を見ましたけども、ハザードマップは遠賀川本線の堤防決壊時を想定したものになっていますね。ですから、80年、何十年に1度ということだった7・19の水害のとき、つかったところでも危険区域になっていないわけです。ですから、ハザードマップをかなり大量に市民に渡しているんですけども、ここは遠賀川の堤防が決壊しても大丈夫なところだなどと思って安心してしまっているところでも7・19はつかったわけです。これどういうことになるかという、あのクラスの災害になると、逆にハザードマップは逆効果になりはしないかと思うんです。その辺はどうお考えですか。

○ 総務課長

委員御指摘のハザードマップでございますが、現在のところ、ただいま申されましたとおり、飯塚市、穂波町で作成をし、各戸世帯に配布をいたしております。現在、7・19以降の防災の取り組みの中で、国、国交省を初め、県、土木事務所、そして7・19で被害を受けた旧飯塚市、旧穂波町、それと周辺住民の方々を含めました連絡協議会という組織がございまして、その中で国交省の方が新たな地域に密着いたしましたハザードマップをつくっていただき

たいということから、地域を巻き込んだ新たなハザードマップづくりに現在着手をいたしております。

そうした中で、飯塚市といたしましても、ただいま御指摘のございます旧ハザードマップのいわゆる問題、課題につきましては改善を図りながら、今回の取り組みで新たなものができればということで、現在、鋭意努力をいたしております。

○ 川上委員

防災のためには、いろんな区別の仕方があると思うんですけども、ソフトとハードとあえて分けたとすれば、ハード面はかなり今工事進捗しているわけですけども、これも後で質問します。

けども、ソフトというか、そういった面を支えるのは、防災思想というか、それを支えるのは人間の記憶なんですね。この記憶、あるいは記録で、そういう点でいうと、ハザードマップの中に、どうした場合の水没地域というようなこともあると思うんですけども、7・19の大水害のときの記憶をハザードマップに盛り込む必要がある。これは専門家の見解でもあります。

ですから、想定ではなくて、実際の記憶、記録ですよ、こうなればこうなるだろうという想定じゃなくて、こうだったというのを忘れてはならない。したがって、そういうものはハザードマップの中にも入れたらどうかと思う。それで、新たなものをつくるということですから、そういうことで要望したいと思います。

続けていいですか。

○ 委員長

川上委員、あとの質問は相当時間がかかりますか。なら、一回やめて暫時休憩。暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休 憩 11:55

再 開 13:04

委員会を再開します。

○ 川上委員

総務課についてですが、間もなく雨期が来るわけですけども、防災チェックの必要があろうかと思えます。段取りはどのようになっておりますか。

○ 総務課長

お尋ねの点についてお答えいたします。

水防法に基づきまして、毎年策定をいたしております水防計画書につきましては、防災会議の決定を受けまして、今月中に策定をする予定にいたしております。

なお、地域防災計画につきましては、合併前の1市4町でそれぞれ策定をいたしてまいりましたが、合併に伴いまして全市的に調整をする必要が出てまいりました。地域防災計画書につきましては、平成18年度から平成19年度にかけて策定をする予定にいたしております。

○ 川上委員

私が今言いました雨期前の防災チェックというのは、現場チェックはいつからどういう段取りで行うのかということをお聞きしたいと思ったんですが。

○ 総務課長

現在、先ほど申しました防災会議の前の事前段階といたしまして、所管課、関係課に私ども事務局で用意をいたしました計画内容等につきまして、最終的な確認、それから修正等をお願いしているところでございまして、それを集約の上、今月の20日過ぎに予定をいたしております防災会議で決定を受けたいということで予定をいたしております。

○ 川上委員

ですから、現場に行くのはいつごろの時期になるんですか。

○ 総務課長

先ほど申しました、それぞれの所管課に計画に基づきます内容確認の段階で、所管課におきまして、それぞれ現場あたりに出向いて調査を行っているという状況であります。

○ 川上委員

20日過ぎれば雨が降り始めますから、おくれをとらないようにされると思いますが、力を入れてもらいたいと思います。

それから続けて、特に防災、それから災害時の対応という点でいうと、高齢者や障害者など災害弱者の支援対策が重要ですね。合併前から、それぞれの自治体でも検討されていると思うんですが、新市発足後、それはどういうふうになっておるか、お尋ねします。

○ 総務課長

先ほど少し触れました平成18年、19年度で策定を予定いたしております地域防災計画、この計画の実施につきましては、平成18年度の暫定予算で債務負担行為を設定させていただいておりますが、この中に災害時の要援護者避難支援マニュアルというものを策定する予定にいたしております。今後、地域防災計画を策定する中で、検討を十分進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

支援マニュアルはいつできるんですか。

○ 総務課長

18、19、2カ年で地域防災計画を策定する予定であります。年度の割り振りでまいりますと、19年度で今申しました災害時要援護者避難支援マニュアルを策定する予定にいたしております。

○ 川上委員

マニュアルをつくるのは大事と思うんですけど、ことしの梅雨、これに対応できるように、どういうことを考えていますか。

○ 総務課長

18年、19年の2カ年で策定の予定でございますので、その間の防災活動につきましては、旧飯塚市の防災計画書を基本といたしまして、旧4町のそれぞれの活動を取り入れながら、現組織に合った活動計画を作成し、対応したいというふうに考えております。

○ 川上委員

7・19の災害から3年たつわけですね。それで、ひどい災害でしたから、なかなか忘れようとしても忘れられないんですけれども、やっぱりどうしても人間ですから、それで災害弱者対策については当時の教訓を踏まえて、緊急に対応するべきところがあると思うんですよ。だから、そういうところから、手がつくところからでも緊急に手を打ち始める必要があると思います。これは要望しておきます。

それから、支所です。本庁の防災、それから災害発生の際の体制のとり方についてはそこそこ聞いたりもしてきているわけですが、合併後、支所の方が場合によって手薄にならないかという心配があるんですよ。支所の防災、災害発生時対策の体制というのはどういうふうに検討されてありますか。

○ 総務課長

先ほど申し上げました平成18年度の水防計画書並びに今年度地域防災計画がございませんので、それに対応すべき防災体制につきましては、出水期までに体制を整えておかなければならないということがございますので、先ほど申しました今月20日過ぎに予定いたしております防災会議に向け、現在、ある程度と申すか、原案をそれぞれ所管課の方に流しておりますので、支所まで含めた体制整備についても今回策定する予定でございます。

○ 川上委員

いや、その中身を聞いているわけですよ、原案の中身。

○ 総務課長

申しわけございません。現在、手元に資料を持ち合わせておりませんので、詳細な人数、配置の内容についてはお答えできません。

○ 川上委員

旧自治体のとき、それぞれに自治体職員がおられて、大雨が降るよという注意報だとか警戒報が出たときは、それぞれの警戒態勢をとっているでしょう。ところが、今、職員は本庁を中心になっているわけでしょう。支所には人がいなくて、手薄になっているんじゃないですか。そういう職員の動き、配置の流れの中で、十分にそれぞれの旧自治体区分でもいいですけど、それぞれの地域の注意態勢、警戒態勢、とれるようになっているかどうかを心配しているわけですよ。それは資料がないんだったら、持ってきてもらえますか。

○ 総務課長

お時間をいただければ、資料を持ってまいります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:12

再 開 13:13

委員会を再開いたします。

ほかに総務部についての質疑はありませんか。

(質疑なし)

じゃ、ないようですから、次に財務部について質疑を許しますが、先ほどの川上委員の質問に対して答弁が保留になっておりますので、後ほど答弁をしていただきたいと思います。

では、次に財務部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

資料要求をお願いいたします。17年度末での基金残高と市債の残高の一覧表を資料としてお願いしたいと思います。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま兼本委員から要求のあつています資料は提出できますか。

○ 財政課長

基金残高見込み表、市債残高見込み表、いずれも17年度末見込み表を提出させていただきます。

○ 委員長

お諮りします。ただいま兼本委員から要求のありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料は用意できておりますか。じゃ、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

確認ですけれど、市債残高見込み表は単位が1,000円と出ておりますけれど、飯塚市基金残高見込み表の単位が出ておりませんけれど、これも1,000円ですか。

○ 財政課長

失礼しました。単位は1,000円でございます。

○ 委員長

質疑はありませんか。

○ 兼本委員

1人当たりの分についてはわかっておったんですけど、これ掛け算をせにゃいけないもんですから、お手数をかけました。これを見ますと、市債の残高が17年度の見込みで637億8,900万と、それから基金の一般会計に繰り入れられるような財政調整としては48億余りということになっておりますが、次に恐らく6月には新しい新年度の予算が当然提出されると思いますけど、財政調整基金の中から今度の予算に組み入れる金額というのはどの程度になるわけでしょうか。

○ 財政課長

新市の予算につきましては、6月議会で編成して上程させていただくわけですけど、合併前の予算の見込み、収支の見込みということで、1市4町それぞれ仮の予算を組んでおります。その中で、約、財源といたしまして50数億の財源不足を生じております。現在、財政調整基金48億を見込んでおりますが、それでもちょっと不足するような状況になっております。

○ 兼本委員

ということは、財政調整基金を全額繰り入れても、6月に上程される予算は足りないということで認識してよろしゅうございますかね。

○ 財政課長

それで、財源の何らかの手当てをするなり、事業の絞り込みをするなりを検討していかなければならないと考えております。

○ 兼本委員

予算は6月になったら出ますので、大ざっぱで今ちょっとお聞きするのはいかがなものかと思えますけど、経常経費と投資的経費と考えますと、50何億というのは投資的経費も含んだ中での50何億の財源不足というふうに考えていいわけですか。それとも、経常費だけということでしょうか。

○ 財政課長

投資的経費も含めたものでございます。

○ 兼本委員

じゃ、またそれは6月で詳しいことはお尋ねさせていただきますけど、そうしますと50何億足りない、48億ですから、53億ということで5億ほど何らかの手当てをすれば、6月の予算は上程できるということですけど、当然、今の景気情勢からいって、税が一時的にぼんとふえるというような見込みもないし、そうしますと来年度の予算編成は非常に厳しいんじゃないかと思うわけですね。29ページの市町村財政比較分析表というのがありますが、これで新飯塚市と、それから類似団体を100とした場合の図形が図で表示してありますけど、これについても少しちょっとどうなるかということの説明をちょっとしていただきたいと思うわけですけど。

○ 財政課長

この表につきましては、どうなるかということより、類似団体と比較して、本市、新市の状況がどういう位置にあるかということを示したものでございます。例えば、財政力を見てみま

すと、類似団体の最小値は0.46、本市の場合0.49でございます。類似団体の平均値は0.83、類似団体の最大値は1.71というような形になっております。

この類似団体といいますのは、先日の資料の説明の中でも申しましたように、13万から23万、第2次、3次で95%の産業構造、なおかつ3次が65%の財政構造を持っている自治体の平均値との比較でございますので、これが即平均値になればならないとかいうことではなくて、実際、財政運用している平均値がこれであると。それに比較して投資がこういう数値を示しているから、平均値に近いようにすれば、大体13万から23万の都市と近い財政運営なり財政構造になるという指標でございます。

○ 兼本委員

将来負担の健全度からいきますと、全国の市町村平均が1人当たり46万6,000円ですか、福岡県が65万、投資は47万6,000円ということで、これから見ますと、将来負担の健全度というのは、平均と比べてもそんなに突出して地方債の現在高が多いというわけではないのかかわらず、財政力とかなんとかいうような形でいきますと、非常に厳しい状態になっておりますが、これは当然収入が多ければ、それだけ借入金があっても返済能力があるわけですからということになるかと思えますけど、これから見ますと、全国平均から、それから福岡県から比べても、そんなに突出したものではないようですけど、将来の健全度という意味でいきますと、投資はまだまだ安心されるというふうに考えておっていいわけですか。

○ 財政課長

公債費負担の健全度ということになりますと平均と変わりませんが、質問者が申されますように、返済能力があるか、力があるかないかというようなことで、財政力なり財政構造の弾力性、この辺が類似団体と比較してかなり下位に位置しているということで、財政力が少ない中での数字になっております。

○ 兼本委員

先ほど、53億は投資的経費も含めたということですが、30ページの表を見ますと、投資余力というのは計で16年度で4億3,300万ということで、非常に投資余力というのは少ないわけですね。当然、調整基金の積み立て48億、財源不足53億ということですから、5億ほど少ないわけですが、投資的経費というのは例年に比べておおむね何%ぐらいになるのかと。ここで言えるかどうかわかりませんが、例年、今まで投資的経費が予算の中で何%ぐらいを占めておったというのが、今度の6月予算では大体何%ぐらいになるのかというのは、おおよそ答弁できれば答弁していただきたいが、いかがでしょうか。

○ 財政課長

その数字については、今、予算作業をやっておりますので、まだ申し上げる段階ではございませんので。

○ 兼本委員

いずれにしても、例年から比べると、投資的経費は随分落ちるのではなかろうかというような推測は私はしておるわけですね。今から6月で何億ぐらいの手当てをすればできるということですが、飯塚市の財政を担っている財政課として、次年度からの予算編成についてはどのような考え方で取り組むおつもりかを最後にお聞かせください。

○ 財政課長

資料の説明の最後にも申しましたように、こういう状況になるということは合併をする前から想定をされておりました。それで、新市建設計画の中身にも、早急に行政のスリム化ということをやっております。それで、具体的な項目についてはまだ今からの検討でございますが、行政改革、これに早急に取り組まなければならないというふうに考えております。

○ 兼本委員

地域の住民は、合併をすれば何とかなるのではなかろうかというような期待感も持たれて、

合併を見守っていただけるのではなかろうかと思うわけですね。合併して、このように非常に厳しい情勢であるということは、地域住民の皆さんには恐らくまだ周知もしてないと思うわけですね。

その中で、合併は1市4町で合併して、そして新飯塚市ができた後、このような厳しい情勢で、行財政改革をやるといっても、何十億という金を出すというのはなかなか非常に厳しいと思うわけですね。何らかの形で、合併特例債は使えませんが、どこかの新聞報道を見ますと、合併特例債かなんかを基金に積み立てて、それを一般財源なんかに迂回して使うというような、何か新聞報道を見たような気がするんですけど、何か合併のそういうふうなものを使って、何とか予算に持ってこれるというような方法はないわけですか。

なかったら、今わからなかったら、この次、予算委員会のときでもどなたか質問されると思いますので、調べてもらっておけばいいわけですが、何かわかっておればひとつ説明してください。

○ 財政課長

特例債の中で基金に活用できる部分につきましては、仮称ですけど、地域振興基金ということで、新市の本市の場合、40億の事業費に対しまして95%、38億円の起債が可能になります。この分につきましては、今、質問者が申されますように、財源に充てるということではなくて、これを積み立てて、その利子を地域振興に当てると、そういう基金でございますので、今、質問者が申されますような基金の活用は今のところ承知しておりません。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

税務関係をお尋ねします。

実は、旧飯塚市においては、税務課というところがありました。本市発足以降、発足に当たっては課税課と納税管理課と2つにまたがっておると思うわけですが、こういう組織にしたのはどういう理由ですか、お尋ねします。

○ 課税課長

合併の総務部会に税務部会は属しておりまして、その中で税務分科会の中である協議いたしまして、13万都市に見合うような税制の強化を図っていこうということで、課税係と納税管理課の2つに分けております。

○ 川上委員

2つに分けると、税務が強化されるということですね。それはどうしてですか。

○ 課税課長

課税におきましては、新たな課税客体の新規の掘り起こしと、それからまた納税管理課におきましては、三位一体等の改革によります税源移譲が今後起こってきますけれども、その中で対応として、こういう2課を設けております。

○ 川上委員

そのうち納税管理にかかわることだろうと思います。今、市民の家計収入は連続的に低下しておりますね。こういう状況の中で、国保税、大変高い水準になっております。高過ぎて、払いたくても払えないという世帯もふえておるという状況です。

また、経営が思わしくなくとも、固定資産税を払わなくてはならないというような中小企業もあるわけです。こういう中で、滞納がちになると、滞納をするということもあるわけですね。

こうした中で、税務と相談をして、分納計画を立てて約束をし、約束を果たしている方々もおられるわけです。そういう方々に対して、市の方からその計画を見直してもらいたいという場合がありますか、お尋ねします。

○ 納税管理課長

質問にお答えいたします。

毎年、税は前年度の所得に対してかかっておりますので、基本的にお約束というのは大体1年を前提とした約束をいたしまして、次年度につきましてはまた次年度を協議をさせていただくという、そういう形で進めております。

以上です。

○ 川上委員

1年約束で、1年たったら分納計画約束は見直しをするようにしておるといことですね、ちょっと確認します。

○ 納税管理課長

そうでございます。

○ 川上委員

年間の間に家計収入が何らかの理由で上がって、担税力が高まったりとかする場合は当然あると思うんですよ。ですから、見直すというのはあると思うんですけども、その際に一律的に納税者の意見を十分聞かないで、ずっとさかのぼって過大な納入を求めたりするようなことはないですか、お尋ねします。

○ 納税管理課長

そういう相談の中でお互い話し合うわけなんですけど、基本的には現年をきちっと納めていただいて、滞納分についてはできるだけ少しでも納めていただくという、基本としましては滞納がふえていかないような相談はこちらの方はしております。

以上でございます。

○ 川上委員

それで、それが進んでいくと、場合によっては差し押さえということになる場合があると思います。差し押さえするためには、差し押さえる資産があるかどうか確認しなければなりませんね。資産調査はどのように行っていますか。

○ 納税管理課長

いろんな交渉をしていく中で、どうしてもこちらの方の要望が聞いていただけない方につきましては、事前に一応差し押さえ予告通知あたりも出しまして、その中でまた連絡がとれれば再度協議で、新たにまた分納計画を結ぶとか、そういうことをやっておりますけど、中にはどうしても連絡がとれない、あるいは来庁されない、そういう方たちについては預金照会とか給与照会とかして、要するに財産等の調査をさせていただきます。

以上でございます。

○ 川上委員

預金照会はどういうふうにしておりますか。

○ 納税管理課長

預金照会については、大体地元の近辺の金融機関を対象に調査をさせてもらっております。

以上でございます。

○ 川上委員

どういう根拠で、そういう地元の金融機関に照会をするわけですか。

○ 納税管理課長

大体、地方税法の方で一応調査をする権利というのを与えておりますので、そういう中で、大体ほとんど地元の金融機関に口座通帳なり、給与振り込み等をされておりますので、そういう形の中でさせてもらっております。

○ 川上委員

そうすると、例えばある方が差し押さえの対象にしなければならないということで、資産の確認調査をしようという場合に、地元の金融機関、どれが地元かわかりませんが、地元の金

融機関というのではないですね、日本全国でしょう。ですから、相当な範囲にわたって金融機関に照会することになるわけですね、今のお話だと。ちょっと確認しておきます。

○ **納税管理課長**

どうも済みませんでした、答弁が少しまずくて。一応、地元の金融機関というよりも、地元
に本店や支所あたりがある金融機関に対して照会をいたしております。

以上でございます。

○ **川上委員**

実は、どうしてこういうことを聞いているかという、差し押さえの資産調査については、
ここに資産があると思われる相当な理由がある場合に調査をしてよろしいと、調査をするとい
う国税徴収法の規定があるわけです。市の税務活動においても、これに準ずることになると思
うんですね。そうすると、気をつけなければならないのは、資産調査に当たって網羅的に金融
機関に照会を送るといのは、国税徴収法の相当な理由があるというのとは矛盾があるわけ
です。

実は、この件については、旧飯塚市においては去年の夏までに是正を図っています。新市発
足と同時に、また網羅的に資産調査をするのかという思いがあるんですが、そのところはど
うなっていますか、確認したいと思います。

○ **納税管理課長**

合併協議の中で、係長あたりと事務レベルでのいろんな事務のすり合わせをやってきました
中で、基本的には旧飯塚市が行っていますそういう事務ですか、一応それを基本にしてやって
おりますので、今のところ飯塚市の前どおりのやり方という形で理解してもらって結構と思
います。

○ **川上委員**

ということは、国税徴収法どおりに、相当な理由がある機関に対してのみ照会をするとい
うことで確認しますが、それでいいですか。

○ **納税管理課長**

それでございます。

○ **川上委員**

この問題は大事なんですね。例えば、こんな時代ですから、中小の企業家がどうかした拍子
にそういうことになることがあるわけです。そのときに、この企業がどれだけ資産を持って
いるかというのを網羅的に金融機関に照会状を回されると、どういうことになるかは想像が
つくでしょう。個人においてもそうです。ですから、税務課というか、納税管理課においても、
やっぱり地域の住民の生活、それから中小企業の育成という観点自身はきちんと持って、仕事
に当たられたいなというふうに思うわけです。

続けてよろしいですか。

行財政改革推進室の事項について伺います。

資料の中で、行財政改革大綱（実施計画を含む）及び集中改革プランのことが書いてありま
す。策定スケジュールはどのようになっていますか、お尋ねします。

○ **行財政改革推進室主幹**

行財政改革を推進していくためには、行財政改革大綱、それからそれに基づく実施計画、そ
れから平成17年3月に総務省が策定いたしました地方公共団体における行政改革の推進のた
めの指針に基づいた集中改革プランもあわせて策定する必要がございます。この3つの策定に
つきましては、現在のところ、具体的な策定スケジュールは立てておりませんが、この集中改
革プランにつきましては今年度中に策定をし、住民に公表する必要がございますので、早急に
具体的なスケジュールを組みまして、策定に向けた事務作業を積極的に展開していきたいとい
うふうに考えております。

○ 川上委員

集中改革プランというのは国が押しつけてきているわけですがけれども、国というのは、御承知のとおり、この間、大企業、それから高額所得者に対しては税制上の優遇を続けていって、その一方で、今問題になっております米軍の再編問題などでは、含む軍事費については大盤振る舞いをしているわけです。公共事業についても、有明の問題とか、諫早湾干拓問題とか、川辺川ダムの問題とか、こういう不必要と言わなければならないようなものについては税金の投入を続けているわけです。

国のレベルでまともな行財政改革がされていない、国民のための行財政改革がされていない中で、地方にその路線を押しつけようとしているのが今度の集中改革プランの中身でもあると思うんです。地方自治体だとか住民に犠牲を押しつけているものだと思うんですが、それを踏まえて、本当に地域の住民、飯塚市民が求める行財政改革をどうつくったらいいのかということ在必死になって考えることが大事と思うんです。

それで、そのためには、1市4町で合併したわけですがけれども、旧自治体それぞれに、この間、行革を進めてきたと思います。行革の到達について、住民の目線で教訓を引き出していく必要があると思うわけですがけれども、そういうスタンスで、今、推進室は何か検討を始めていますか、お尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

今までは1市4町のこれまでの行革の取り組みでござりますが、それぞれ行革には取り組んでおります。旧飯塚市におきましても、行革大綱に基づきまして、第1次から第3次まで行革を実施してまいっております。旧4町におきましても行政改革は実施されておりますが、今、1市4町の行革の確認、検証を行っている段階でござります。

今後におきましても、今まで行ってきた行財政改革、1市4町での行財政改革を基本といたしまして、新市の現状を見据えた中で、全事務事業について事細かに分析、検討を行いまして、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

私は、決して株式会社飯塚市のリストラの立場からの行財政改革ではなくて、地方自治体、つまり住民の福祉の増進を本来の役割とする地方自治体、これをどう発展させるかという立場からの行財政改革こそが重要だと思うわけです。それで、住民の目線でという点でいうと、例えば環境保全推進基金ですよ。飯塚市は、1998年に、その段階では第1次ということになるんでしょうけど、第1次行財政改革の中で、ごみ袋の有料化を図った。大きいごみ袋を700円、10枚で。8年間で約25億円ぐらいの売り上げを売っているんですね。

大変な痛みを市民に押しつけてきたんだけど、その一方で、例えば今申しました環境保全推進基金1億3,000万円を積み立てて、一銭も使わない。そして、先ほど出された基金の資料がありますけども、1億3,000万円そのまま新市に持ち込んできているわけです。今の検討中とはいいいながら、象徴的事業には使おうということで、まともな使い道もないわけです。こういう行革の1つの結果なんですね。

それから、別の問題でいうと、旧飯塚市は部落解放同盟飯塚市協議会に1,000数百万円の補助金を出しておりました。行革の中で補助金1割カットだとか言われてきたんだけど、例えば先年は1,380万円、これを1割カットということで、担当が相談に行ったと聞きました。そうすると、向こうで協議が整わないで、幾らになったと思いますか。10万円でしょう。10万円のカットになったというわけですよ。こういう住民の声の聞き方はおかしい。

本当に住民の声を聞かないといけないところでは聞かないで、一部のこういう団体の言い分は聞くと。こういう一方で、さまざまなむだ遣いを含む目尾地域振興基本計画の見直しの中にもむだ遣いがあります。それから、伊藤邸をめぐる事業の中にもあります。こういうものにはきちんとメスを入れない、こういうやり方をしてきたわけですよ、旧飯塚市は。

ですから、今からかなり短期間の間に行革改革大綱だとか集中改革プランをつくれようとしていると思いますが、住民の声をきちんと聞かなくやいかんと思うわけです。でなければ、協力も得られない。そのためにも、行政と議会含めて、清潔で透明性のある市政運営を迫る必要があると思うわけです。

こういう立場で、よく総括して、住民のためになる、国言いなりでない真の行財政改革をやる立場に立とうという気になりませんか、お尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革を推進していくためには、議会や市民の皆様の理解、納得が得られる行財政改革大綱等を策定する必要があります。今後におきましては、議会の御意見等もお聞きしながら、また市民の方々には大綱等の骨子案、中間報告案なりがある程度の方向性が見えた段階で、市報、ホームページ等で情報提供を行った上で意見募集等を行い、それを参考にしながら、本市の実情に合った行財政改革を推進してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

ホームページで意見募集をするというのは大事だと思います。しかし、そういう手法になじまない方が圧倒的なんですね。去年、目尾地域振興計画の見直しについて意見募集しましたね。あのとき、ホームページで意見を寄せられた方は1件じゃなかったですか。ですから、住民の中にやっぱり入っていく必要があると思います。議会は議会の役割があると思うけど、住民の中に入って行って、きちんと意見を聞いていく。でなければ、住民の意見を聞くというのは形だけになると思うんですね。このことを要望して、私の質問を終わります。

○ 委員長

ほかに財務部について質疑はありませんか。

○ 岩本委員

私は納税管理課に聞きたいんですが。

○ 委員長

いいですよ、どうぞ。

○ 岩本委員

岩本です。もとに戻りまして大変申しわけないんですが、33ページで、ちょっと気になる文言がありますので、この真意をお尋ねいたします。22ページの納税係の中で、8徴収の嘱託、それから及び受託に関するのと、この真意はどういうことでしょうか。つまり、民間に徴収を委嘱するのか、それから受託するのか、第三者にあれするのか、この辺のこれはどういうふうに解釈したらいいんですかね。

それから、今度、第1期の固定資産税の納付書が参りました。できるだけ口座引き落としをしてくださいという文章がついていましたね。それはそれなりにいいんですが、裏を見ますと、ほとんど地元の金融機関、農協、西日本、福銀、信用金庫、この辺が書いてありました。

ところが、御存じのように、今、県の自動車税、これにつきましてもコンビニエンスストアで振り込んでいただいても結構ですよというふうな納付書が、例えば自動車税では参っております。しからば、飯塚市は、水道料金を含めてコンビニでの振り込み可というふうに聞いておったんですが、これは既に新年度からされているんですかね。

その辺をちょっと、2つの点について、8番目の徴収のことについて、真意はどこにあるんでしょうか、回答をお願いします。

○ 納税管理課長

まず、1点目の8の徴収の嘱託及び受託に関する事というのは、これは関係市町村で互いに徴収を依頼したり受けたりすることがあります。これを意味いたしております。

それと、あとコンビニでの徴収については、一部ほかの自治体でも納入しているものがありますし、またそれをする事によって、徴収率がそれなりにアップしているというのも聞いて

おりますので、ただ、これについては合併協議会の中ではまだこの点には協議はしておりません。今後、また新市になりましたので、何らかの形で検討はしていかなければいけないかなどというふうに思っていますけど、今の時点ではまだ検討には入っておりません。

以上でございます。

○ 岩本委員

今の8番目の徴収の嘱託及び受託に関する事というの、これは支所を指しているわけですか。要するに、支所で納税の業務をしてくださいと。これは当たり前のことであって、ここにあえて文言としてあらわさないかんわけ。要するに、あくまでも本庁があって支所でしょう。その辺はちょっとこの部分はおかしいなという気がするんですけどね。嘱託じゃないと思うんですね。これは本署と支所の関係であって、一体じゃないんですか。違うんですか。それはいいです。

それと、今のコンビニの件につきましては、これはちょっと所管が違うかもしれませんが、既に水道料金についてはできるだけコンビニをとということで、ほぼ採用というように私は合併協議会のときに聞いておったんですが、まだ検討もされてないと、こういうことですか。

要するに、例えば軽自動車税、これでも第1期目が来ていますね、納付書は。これは、例えば軽自動車税であれば、コンビニでの採用というのは18年度からでもできたんじゃないですか。固定資産税とか国民健康保険というのは時間がかかるかもしれませんが、そういうふうに税を分割して組んでいけますよね。1つだけでも採用できなかったのかなと思うんですが、その辺、十分検討されたんですか。

○ 納税管理課長

済いません、ちょっと私の8番目の最初の問いにつきましては、関係支所じゃなくて関係市町なんですよ。例えば、県外に転出者あたりの取れない部分あたりを県外とかよその市あたりに嘱託の依頼をする、そういう意味でございます。失礼しました。

○ 岩本委員

そういう意味ですね、それだったら理解します。わかりました。

コンビニの問題はいかがですか。具体的にいつから採用するとか、いつから、例えば下期から、10月からとか、そういうふうな検討はまだされていませんか。時代の要求で、やはりできるだけこういうふうに利便性、これをやっぱり前向きに検討すると。確かに、手数料は上がりますよね、コンビニを利用しますとね。1期当たり70円とか60円とか聞いていますが、滞納額に比べると、全体の予算からすると、そんなに大きな振込手数料にならない。あわせて、滞納が減ってくるということにもつながるんじゃないかと思うんですが。

○ 財務部長

今お尋ねのコンビニでの納付の件でございますけども、これについては確かに質問者が言われるように、1つは時代の要請であろうというふうには理解しております。ただ、年度中途からとか、ある税からということにはいろいろ問題、それから納付書の印刷、いろんな事務的な手続関係もございまして、ただこれは早急にやっぱり研究していかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつそういうことで御理解をお願いいたします。

○ 委員長

よろしいですか。

○ 岩本委員

いいです。

○ 渡邊委員

同じく納税管理課について質問したいと思うわけですが、事務事業の概要を見ましても、管理係、納税係、それから支所のかわりについては明記されております。それからまた、過日発行されました飯塚市暮らしの便利帳22ページには、市税の窓口は課税関係、本庁課税課、ま

たは各支所総務課となっております。しかしながら、実態では、本庁関係の住民の方は別として、支所関係の中で混乱を起こしておる、また不安を感じておる趣があります。

例えば、管理課の業務の中の5は、督促状発行に関することとなっております。督促状や呼び出し状が発行された場合、その取り扱いは支所でもできるのかどうか。できるというふうに理解をしておりますが、間違いありませんか。

そして、督促状や呼び出し状を発行する場合に、支所との連絡調整はどのようにされておるのか、この2点をお尋ねします。

○ 納税管理課長

まず、督促状の発送です。これは、督促状は本庁の管理係で一括して発送いたしますけど、内容についてはそれぞれの支所に問い合わせさせていただいて、十分対応できる体制を整えております。

催告書につきましては、それぞれの支所の判断で、一応基本的には本庁、各支所、それなりに時期は統一しておりますけど、発送する滞納者につきましてはそれぞれの支所の判断できるようにいたしております。

以上でございます。

○ 渡邊委員

その点はわかりました。

私は、ここに呼び出し状の控えを持っております。これを見ますと、「至急総務課税務管理係まで御来庁ください」と、このようになっておるわけです。しかも、今お見せしましたように赤紙です。赤紙がどのような印象を与えるか、大体、年を召した方には理解されると思います。若い方にはわからんと思いますけどね。

これは今まで旧飯塚市で使用されておるから何とも言えませんが、そこらあたりの配慮も必要ではないかと思いますが、これから本庁、これはいいですけども、この中にそうなっております、詳しく下の方には夜間窓口、本庁と筑豊支所は載っておりますが、この呼び出し状にこうなっているものだから、支所ではだめだと、そういうふうに受け取った方は理解するわけです。

そうしますと、合併日ならずして、かくも変わってくるのかと。それは支所関係が緩いと、旧町が自治体が緩いと言えばそれまでですけど、それぞれ過去の歴史と経過があります。そういうふうな誤解を持たせるということは、合併に対する市民の感情を逆なでするようなことになるのではないかと。もう少し詳しく、支所、こういうことを入れていただくと、受けた人はすっと落ちるんじゃないかと。そういう御配慮が願えるかどうか、お尋ねします。

○ 納税管理課長

今指摘がありましたことは、十分今後の、まだまだ新市になりまして事務改善していかなければいけないところは多々あるというふうに思っておりますので、その中で協議しながら、できるだけ住民の方にわかりやすく、二度手間をかけさせないような体制をできるだけ早くつくっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 渡邊委員

御配慮をお願いいたします。

いずれにいたしましても、地域の各町自治体の住民は、合併に対して期待と不安を持っております。それを除去するのが、やはり公務に携わっておる皆様方じゃないかと思うんです。ただ、規定とか条例とか、こういうことで機械的に処理されるのではなくて、情の通った、気持ちの通った配慮を今までもされたと思いますが、今後も格段の配慮をされるように要望して、終わります。

○ 委員長

ほかに財務部について質疑はありませんか。

(質疑なし)

じゃ、財務部についての質疑はこれで終わりたいと思います。

総務部の質問について、川上委員の質問に対して答弁保留がありましたので、その答弁を求めます。

○ 総務課長

お答えがおくれまして申しわけございません。先ほど御質問のございました新しい飯塚市の防災体制の中で、支所等の職員が非常に減っているはずだと。今後のそうした緊急時の体制はどのようになっているかという御質問でございましたが、まだ防災会議が終わっておりませんので、あくまでも現在のところ案でございしますが、支所の、もちろん本庁も含めまして、災害時における職員の体制配分につきましては、大雨洪水注意報の段階から、それぞれ気象情報をもとに、災害警戒本部、そして災害対策本部と、順次設置をするように予定をいたしております。支所につきましては、災害警戒本部の段階で約10名、災害対策本部の段階では、第1配備で35名、第2配備で50名、そして第3配備で全職員ということで、現在予定をいたしております。

そして、今回、整備をいたしております防災計画書の中で支所の位置づけでございしますが、支所につきましては、支所長がいわゆる支所の災害責任者と、統括責任者という位置づけにしておりまして、支所長から本庁の本部長へ要請をすることによりまして、不足する職員体制については配備をするということで計画をいたしております。

○ 川上委員

それでは、2つ聞きます。

10、35、50、全員という支所の体制をとるんだという、段階的にとということなんですけれども、旧自治体のときは何人だったんですか。それぞれの段階、今と違う区分かもしれませんが、それと比較して減っているのではないかということをお心配しているわけですよ、質問は。

それと、もう一つ、支所の指揮は、防災・災害時の指揮は支所長がとるということですが、副責任者はどうなりますか。支所長に事故があるときの対応ということですね。

この2つ、お答えください。

○ 総務課長

旧市町段階でのそれぞれ災害対策本部設置時における職員配置の状況であります。これは4町それぞれ職員数が違いますので、まちまちでございします。しかし、最終的に、それぞれ災害対策本部の本部長である責任者が、災害の進行状況に応じて、最終的には全職員を配置するんだという第3配備まで配置できるわけですから、その辺は状況に応じて判断をされ、配置をされておったというふうに考えております。

なお、御指摘の御質問でございします支所長、事故があるときはだれがそれを補佐するかということですが、災害を担当しております支所の総務課長であるというふうに認識いたしております。

○ 川上委員

認識はいいんですけど、決まっているんですか、それは。

○ 総務課長

そうであります、決まっております。

○ 川上委員

最後に、10、35、50、全員ということで、旧自治体ごとと比較するといろいろあるけ

ど、支所で支所長の責任で、10、35、50、全員と言われた区分は余計に配置していいということですか、それは支所長の判断ということですね。今、10と言われたときでも、支所長の判断で50にしていいということですか。

○ 総務課長

職員の配備の状況であります。規定上は約という言葉をつけております。約10名、約35名、約50名、最終的には全職員ということになっておるわけでありまして、この辺の判断はそれぞれの責任者の判断にゆだねております。

○ 川上委員

それは、支所長がどことも相談せずに、支所長の決断でできるということですね、それを確認します。

○ 総務課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

すべての所管事務の質疑がこれで終わりました。

お諮りいたします。所管事務の調査についての本日の審査はこの程度にとどめ、5月29日月曜日午前10時から委員会を開き、現地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。